

○国土交通省告示第六百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十三の三第十三項の規定に基づき、非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を次のように定める。

平成二十八年四月二十二日

国土交通大臣 石井 啓一

非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーの構造方法を定める件

建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の十三の三第十三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの構造方法は、平成二十八年国土交通省告示第六百九十六号各号に定めるものとする。この場合において、同告示（第一号ハを除く。）中「付室」とあるのは「乗降ロビー」と、同告示第一号ハ中「付室を令第二百二十九条の十三の三第三項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する場合」とあるのは「乗降ロビーを令第二百二十三条第三項に規定する特別避難階段の付室の用に供する場合」と、同告示第五号ロ中「と連絡する室のうち階段室以外の室」とあるのは「と連絡する室」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。